

# 平成30年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要（案）

## 目 次

平成30年度介護従事者処遇状況等調査の概要 ..... P 2

I 介護職員処遇改善加算の取得状況等について ..... P 3

- ・ 介護職員処遇改善加算の取得（届出）状況
- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の取得（届出）が困難な理由
- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得（届出）が困難な理由
- ・ キャリアパス要件（Ⅰ）及び（Ⅱ）を満たすことが困難な理由
- ・ 介護職員処遇改善加算の取得（届出）をしない理由
- ・ 対象の制約のため困難、事務作業が煩雑とする具体的な事情

II 介護従事者等の平均給与額等の状況について ..... P 9

- ・ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法

（処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得している事業所の状況）

- ・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）
- ・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）
- ・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）
- ・ 介護職員の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）
- ・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）
- ・ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）
- ・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

III 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について ..... P 18

## 平成30年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 平成30年10月
- 調査対象等
  - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所
  - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
  - ・ 調査客体数 10,670施設・事業所
  - ・ 有効回答数 7,908施設・事業所（有効回答率：74.1%）
  - ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（平成29年9月と平成30年9月における給与）等

### 介護職員処遇改善加算について

- 加算の種類
  - 加算（Ⅰ）：37,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合）
  - 加算（Ⅱ）：27,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合）
  - 加算（Ⅲ）：15,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合）
  - 加算（Ⅳ）：（Ⅲ）×0.9相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合）
  - 加算（Ⅴ）：（Ⅲ）×0.8相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たしていない場合）
- 加算の算定要件
  - キャリアパス要件Ⅰ：介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系を定め、全ての介護職員に周知していること。
  - キャリアパス要件Ⅱ：介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。
  - キャリアパス要件Ⅲ：介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。
  - 職場環境等要件：職場環境等の改善（賃金改善を除く）を実施し、全ての介護職員に周知していること。  
例）事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化、こころの健康等の健康管理面の強化 等

# I 介護職員処遇改善加算の取得状況等について

## ○ 介護職員処遇改善加算の取得（届出）の状況

介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が、91.1%、加算を「取得（届出）していない」事業所が8.9%となっている。

また、加算の種類別（Ⅰ～Ⅴ）の取得状況をみると、加算（Ⅰ）を取得している事業所が、69.3%となっている。  
（統計表P1・第1表）

	取得(届出) している	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)	加算(Ⅴ)	取得(届出) していない
	全 体	91.1%	69.3%	11.6%	9.1%	0.4%	0.6%
介護老人福祉施設	98.5%	84.7%	8.4%	4.8%	0.4%	0.2%	1.5%
介護老人保健施設	94.6%	75.2%	10.2%	7.6%	0.4%	1.2%	5.4%
介護療養型医療施設	70.0%	37.6%	11.6%	17.7%	1.0%	2.0%	30.0%
訪問介護	88.4%	63.7%	13.3%	9.9%	0.7%	0.9%	11.6%
通所介護	89.6%	66.2%	12.7%	9.9%	0.4%	0.4%	10.4%
認知症対応型共同生活介護	99.0%	84.4%	6.8%	7.3%	0.1%	0.5%	1.0%

注)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

### ○ 介護職員処遇改善加算の種類

加算(Ⅰ):介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 37,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合)

加算(Ⅱ):介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 27,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合)

加算(Ⅲ):介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 15,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合)

加算(Ⅳ):介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (Ⅲ)×0.9相当 (キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合)

加算(Ⅴ):介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (Ⅲ)×0.8相当 (キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合)

## ○ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の取得（届出）が困難な理由

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅰ）を取得することが困難な理由をみると、「職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が44.4%、「昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が37.2%となっている。（統計表P4・第4表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤
	昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	介護職員の昇給の仕組みを設けることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため	介護職員の昇給の仕組みを設けることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	介護職員の昇給の仕組みについて、法人内又は施設・事業所内で合意形成することが難しいため
全 体	21.1%	37.2%	21.4%	44.4%	10.7%
介護老人福祉施設	14.0%	25.0%	12.6%	60.2%	7.6%
介護老人保健施設	9.5%	20.8%	16.3%	62.4%	13.5%
介護療養型医療施設	0.7%	24.4%	9.5%	75.4%	11.8%
訪問介護	24.5%	46.1%	24.6%	32.2%	9.5%
通所介護	21.0%	33.7%	22.0%	48.1%	12.0%
認知症対応型共同生活介護	20.6%	36.3%	14.3%	52.2%	9.3%

注)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得（届出）が困難な理由

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅱ）を取得することが困難な理由をみると、「キャリアパス要件（Ⅰ）を満たすことが困難」が62.1%となっている。（統計表P10・第10表）

（複数回答）

	① キャリアパス要件(Ⅰ)を 満たすことが困難	② キャリアパス要件(Ⅱ)を 満たすことが困難	③ 職場環境等要件を 満たす見込みがない
全体	62.1%	42.6%	2.9%
介護老人福祉施設	53.9%	37.2%	5.0%
介護老人保健施設	75.6%	26.0%	4.4%
介護療養型医療施設	78.7%	46.1%	5.0%
訪問介護	59.3%	44.7%	3.8%
通所介護	63.9%	42.8%	1.8%
認知症対応型共同生活介護	58.0%	42.2%	2.6%

注)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○介護職員処遇改善加算の算定要件

キャリアパス要件Ⅰ:介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について定め、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅱ:介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅲ:介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。

職場環境等要件:職場環境等の改善(賃金改善を除く)を実施し、全ての介護職員に周知していること。

## ○ キャリアパス要件（Ⅰ）及び（Ⅱ）を満たすことが困難な理由

前頁において、キャリアパス要件（Ⅰ）を満たすことが困難と回答した事業所について、その具体的な理由を尋ねたところ、「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めることが難しいため」が66.4%となっている。

また、キャリアパス要件（Ⅱ）を満たすことが困難と回答した事業所について、その具体的な理由を尋ねたところ、「資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに介護職員の能力評価を行うことが難しいため」が、62.9%となっている。  
(統計表P13及びP16・第13表及び第16表)

キャリアパス要件(Ⅰ)を満たすことが困難な理由

(複数回答)

	介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めることが難しいため	職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く)を定めることが難しいため	職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知することが難しいため	届出に必要となる事務を行える職員がいないため
全体	66.4%	55.9%	36.2%	15.1%

キャリアパス要件(Ⅱ)を満たすことが困難な理由

(複数回答)

	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定して全ての介護職員に周知することが難しいため	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに介護職員の能力評価を行うことが難しいため	資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施することが難しいため	届出に必要となる事務を行える職員がいないため
全体	28.2%	62.9%	43.6%	14.9%

## ○ 介護職員処遇改善加算を取得（届出）しない理由

介護職員処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が53.2%、「利用者負担の発生」が33.1%、「対象の制約のため困難」が25.8%となっている。（統計表P19・第19表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	対象の制約のため困難	事務作業が煩雑	平成31年度以降の取扱が不明	追加費用負担の発生	利用者負担の発生	非常勤職員等の処遇上の問題	賃金改善の必要性がない	算定要件を達成できない
全 体	25.8%	53.2%	7.7%	9.0%	33.1%	13.5%	6.6%	16.8%
介護老人福祉施設	44.6%	22.5%	4.7%	10.2%	13.4%	17.9%	9.2%	14.2%
介護老人保健施設	39.3%	17.0%	2.5%	6.8%	15.9%	9.0%	12.7%	5.2%
介護療養型医療施設	48.7%	29.5%	20.0%	8.6%	9.2%	13.3%	10.9%	9.6%
訪問介護	19.7%	56.9%	5.9%	4.5%	33.8%	9.7%	6.0%	18.7%
通所介護	27.1%	54.0%	8.3%	12.7%	36.2%	16.5%	6.5%	16.7%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 認知症対応型共同生活介護は、集計対象数が10未満であるため、表章していない。

○ 対象の制約のため困難、事務作業が煩雑とする具体的な事情

前頁において、対象の制約のため困難と回答した事業所について、その具体的な事情を尋ねたところ、「介護職員のみを加算の対象者としているため、職種間の賃金のバランスがとれなくなるため」が70.2%となっている。

また、事務作業が煩雑と回答した事業所について、その具体的な事情を尋ねたところ、「介護職員処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため」が77.1%となっている。  
(統計表P22及びP25・第22表及び第25表)

対象の制約のため困難とする具体的な事情

(複数回答)

	介護職員のみを加算の対象者としているため、職種間の賃金のバランスがとれなくなるため	同一法人内に加算の対象外の事業所があるため、事業所間の賃金のバランスがとれなくなるため	職種間の公平性を保つために、加算の対象外である職種に対しても持ち出しによる賃金の改善を行わざるを得なくなるため
全体	70.2%	37.3%	40.1%

事務作業が煩雑とする具体的な事情

(複数回答)

	介護職員処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため	介護職員処遇改善実績報告書を作成するための事務作業が煩雑であるため	勤務時間や勤務日数等に応じて、処遇改善加算の総額から個々の職員の支給額を算定する事務作業が煩雑であるため	届出に必要となる事務を行える職員がいないため
全体	77.1%	69.2%	45.7%	40.1%



## Ⅱ 介護従事者等の平均給与額等の状況について

### ○ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法

介護サービス施設・事業所における介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法をみると、「定期昇給を実施（予定）」が69.9%、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が31.3%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）」が21.1%となっている。

（統計表P31・第31表）

（複数回答）

	① 給与表を改定して 賃金水準を 引き上げ(予定)	② 定期昇給を 実施(予定)	③ 各種手当での 引き上げまたは 新設(予定)	④ 賞与等の支給金額 の引き上げまたは 新設(予定)
全 体	21.1%	69.9%	31.3%	16.0%
介護老人福祉施設	12.7%	89.7%	33.3%	13.5%
介護老人保健施設	14.6%	86.4%	25.8%	14.3%
介護療養型医療施設	14.1%	83.6%	26.2%	10.3%
訪問介護	23.9%	57.7%	38.5%	19.6%
通所介護	24.8%	67.8%	34.0%	20.0%
認知症対応型共同生活介護	22.1%	71.4%	35.2%	14.6%
居宅介護支援事業所	16.2%	74.8%	18.5%	8.2%

注1) 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体（介護職員に限定していない）の状況である。

注2) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、10,850円の増となっている。（統計表P62・第53表）

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
介護職員	300,970円	290,120円	10,850円
看護職員	372,070円	364,880円	7,190円
生活相談員・支援相談員	321,080円	312,390円	8,690円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	344,110円	334,500円	9,610円
介護支援専門員	350,320円	342,770円	7,550円
事務職員	307,170円	300,120円	7,050円
調理員	254,450円	249,450円	5,000円
管理栄養士・栄養士	309,280円	301,300円	7,980円

注1)平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、3,230円の増となっている。（統計表P124・第97表）

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
介護職員	181,220円	177,990円	3,230円
看護職員	234,150円	231,730円	2,420円
生活相談員・支援相談員	210,570円	206,980円	3,590円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	227,070円	224,610円	2,460円
介護支援専門員	217,690円	215,730円	1,960円
事務職員	208,330円	204,070円	4,260円
調理員	176,120円	174,250円	1,870円
管理栄養士・栄養士	206,770円	204,940円	1,830円

注1)平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

(参考) 介護職員の平均給与額の内訳(月給・常勤の者)

介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、基本給、手当、一時金(賞与等)ごとに、平成29年と平成30年の状況を比較すると、基本給が3,230円の増、手当が3,610円の増、一時金が4,010円の増となっている。 (統計表P62・第53表)

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
平均給与額	300,970円	290,120円	10,850円
うち、基本給	181,220円	177,990円	3,230円
うち、手当	71,330円	67,720円	3,610円
うち、一時金(賞与等)	48,420円	44,410円	4,010円

注1)平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額等を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3)手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注4)一時金は賞与その他臨時支給分として4～9月に支給された金額の1/6

注5)平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。（統計表P88・第79表）

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
全 体【平均勤続年数：7.6年】	300,970円	290,120円	10,850円
1年(勤続1年～1年11か月)	270,740円	242,150円	28,590円
2年(勤続2年～2年11か月)	278,550円	266,320円	12,230円
3年(勤続3年～3年11か月)	282,700円	271,830円	10,870円
4年(勤続4年～4年11か月)	284,300円	273,590円	10,710円
5年～9年	295,450円	285,480円	9,970円
10年以上	334,140円	325,980円	8,160円

注1)平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4)勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5)勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、平成29年4月から勤務を開始した介護職員の場合、平成29年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、平成29年9月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

○ 介護職員の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給額について、平成30年と平成29年の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。（統計表P130・第103表）

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
全 体【平均勤続年数:7.6年】	181,220円	177,990円	3,230円
1年(勤続1年～1年11か月)	168,470円	164,950円	3,520円
2年(勤続2年～2年11か月)	170,400円	166,030円	4,370円
3年(勤続3年～3年11か月)	171,540円	168,230円	3,310円
4年(勤続4年～4年11か月)	172,520円	168,660円	3,860円
5年～9年	175,230円	171,980円	3,250円
10年以上	200,670円	197,530円	3,140円

注1)平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注3)勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。（統計表P106・第85表）

	平均勤続年数	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
全 体	7.6年	300,970円	290,120円	10,850円
保有資格あり	7.7年	303,460円	292,820円	10,640円
介護福祉士	8.4年	313,920円	304,630円	9,290円
実務者研修	6.5年	288,060円	280,400円	7,660円
介護職員初任者研修	6.8年	285,610円	273,920円	11,690円
保有資格なし	5.2年	261,600円	252,490円	9,110円

注1)「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。

注2)「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。

注3)平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注4)平均給与額は、基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注5)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注6)勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、1,730円の増となっている。（統計表P64・第55表）

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
介護職員	105,030円	103,300円	1,730円
看護職員	122,450円	122,620円	△170円
生活相談員・支援相談員	115,160円	121,110円	△5,950円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	96,230円	96,580円	△350円
介護支援専門員	122,500円	119,830円	2,670円
事務職員	98,610円	99,030円	△420円
調理員	83,220円	83,790円	△570円
管理栄養士・栄養士	92,220円	88,760円	3,460円

注1) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(時給)×実労働時間+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。



○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均基本給額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、20円の増となっている。（統計表P126・第99表）

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
介護職員	1,110円	1,090円	20円
看護職員	1,410円	1,400円	10円
生活相談員・支援相談員	1,070円	1,040円	30円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	1,540円	1,530円	10円
介護支援専門員	1,280円	1,270円	10円
事務職員	950円	940円	10円
調理員	900円	890円	10円
管理栄養士・栄養士	1,070円	1,070円	0円

注1) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2) 平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

### Ⅲ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

#### ○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（統計表P49・第49表）

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、

- ・ 資質の向上では、「介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援」の実施率が高くなっている。
- ・ 労働環境・処遇の改善では、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化」や「ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善」の実施率が高くなっている。

資質の向上	実施	未実施
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修の受講支援等	69.3%	24.5%
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	53.8%	39.7%
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	21.2%	70.5%

その他	実施	未実施
介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	65.3%	27.8%
中途採用者に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮等）	53.4%	39.6%
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	39.7%	53.2%
地域の児童や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	54.2%	38.5%
非正規職員から正規職員への転換	73.8%	19.6%
職員の増員による業務負担の軽減	64.2%	29.0%

労働環境・処遇の改善	実施	未実施
新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度導入	39.9%	52.8%
雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	52.6%	40.4%
ICT活用による業務省力化	28.9%	63.8%
介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	18.3%	51.4%
子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	49.0%	43.9%
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	83.0%	10.6%
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	84.5%	9.1%
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	82.5%	11.3%

注) 当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない。